

厚木市障害支援区分の認定に係る医師意見書作成に対する費用の支払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により、支給決定を受けようとする者のうち、障害支援区分の認定を必要とする者(以下「申請者」という。)の主治医又は厚木市障害支援区分の認定に係る協力医に関する要綱(平成22年4月1日施行)第2条に基づく協力医(以下「主治医等」という。)が作成した医師意見書に係る費用の支払について、必要な事項を定めるものとする。

(医師意見書の作成依頼等)

第2条 市長は、主治医等に対して申請者の申出に基づき障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第11条に規定する医師の診断の結果としての医師意見書の作成を依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた主治医等は、医師意見書を作成し、市長に提出するものとする。

(医師意見書作成料)

第3条 市長は、前条の規定により提出された医師意見書の作成に係る費用(以下「作成費用」という。)及び当該作成に係る検査費用等(別表第1に定めるものに限る。以下「検査費用等」という。)を主治医等に支払うものとする。

2 前項の規定により支払う額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 作成費用 別表第2に定める額

(2) 検査費用等 別表第1に定める項目に応じ、最新の診療報酬点数表を参照して得た診療報酬点数に10円を乗じた額

3 市長は、前項の規定により算出した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を医師意見書を作成した主治医等に支払うものとする。

(医師意見書の対価の請求)

第4条 医師意見書を作成した主治医等は、前条に規定する医師意見書の作成に係る費用について、当該医師意見書を提出した翌月に、提出した医師意見書の件数を取りまとめて市長に請求するものとする。

2 前条に規定する検査費用等の請求を主治医等が行うときは、請求書に診療報酬明細書を添付し、市長に請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

	対象項目
基本的な診察	初診料（診療所）相当額、初診料（病院）相当額
基本的な検査	血液採取（静脈）、末梢血液一般検査、血液学的検査判断料、血液科学検査（10項目以上）、生化学的検査（I）判断料、尿中一般物質定性半定量検査、単純撮影（アナログ撮影）、単純撮影（デジタル撮影）、写真診断（胸部）、フィルム（大角）

※ 主訴及び異和がない場合であっても基本的な診察を行った結果、医療を必要と認めた場合は、基本的な診察に係る費用については算定対象とし、医療に関しては医療保険の対象とする。

別表第2（第3条関係）

	在宅	施設入所
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

※ 「継続」とは、「在宅」の者については前回申請時と同一の医師又は医療機関（協力医である場合を除く。）が医師意見書を記載した者であり、「施設入所」の者については前回申請時と同一の施設（社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む。）に入所している者をいう。

※ 「施設入所」に該当するのは、これらの施設等の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行う事を業務とする医師が、その入院・入所者に関する医師意見書を記載した場合とする。

※ 「在宅」の者に対して前回申請時と同一の医師又は医療機関が医師意見書の記載をした場合であっても、協力医として依頼を受けた場合については「新規」として扱うものとする。

※ 施設入所者であっても、当該施設と関係がない医師が医師意見書を記載した場合は、「在宅」として取り扱う。